

みやき町浄化槽設置工事施工基準

別記 1

(基準の適用)

第 1 条 この施工基準は、みやき町浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて設置される浄化槽の設置工事に適用する。

(工事の施工)

第 2 条 浄化槽の工事は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年 9 月 27 日厚生省・建設省令第 1 号）に定めるもののほか、次の各号によらなければならない。

工事にあたっては、浄化槽設備士が工事を実地に監督するか、又は自ら工事を行うこと。

基礎工事は栗石地業及び基礎鉄筋コンクリート打下了後、十分に養生期間をとること。

本体の据え付け時には、水張りを行ない、水平を保ちつつ、水締め及び突き固めをすること。埋め戻しには石などの混入していない良質の砂利等を用いること。マンホールの蓋のかさ上げ高さは、バルブ操作などの維持管理を考慮し、概ね 30 cm 以内とすること。また、30 cm 以上となる場合は、ピット構造とすること。

流入管きよ及び放流管きよの勾配は、1/100 以上とすること。

放流口と放流水路の水位差を適切に保ち、放流水が逆流しないようにすること。

生活排水は全て浄化槽に流入させること。

雨水や工場排水等は浄化槽に流入させないこと。

各排水が屋外に出た起点、45 度以上の屈曲点落差のある所、2 系統以上の合流点及び管きよの内径の 120 倍を超える直線部分には、升を設置すること。

升は全て雨水等が入らないように密閉できる蓋の付いたインバート升とし、内径が 15 cm 以上の円形又は角型とし、堅固で耐久性及び耐震性があること。

流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の上部を人の通行等がある場合は、20 cm 以上の覆土をし、特に自動車等が通る場合は、コンクリートスラブを打つこと。

浄化槽本体の上部には、鉄筋コンクリートスラブを打つこと。（自動車等が載る場合においては、浄化槽に影響がないようにすること）

(施工の確認)

第 3 条 浄化槽の設置者は、浄化槽の設置工事完了後、1 ヶ月以内に実績報告書を提出すること。また、次の各号に掲げる写真を浄化槽工事写真集として纏め、別表のチェックリスト等とともに準備し、町職員による施工現場の完了確認検査を受けなければならない。

浄化槽設備士が、正面を向いて、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 30 条に規定する標識を揚げ、工事を行う場所を背景に写っている写真。

幅、長さ、深さがスタッフ等により確認できる掘削完了写真。

目潰し材投入後の機械転圧中のもので、栗厚 150 mm 以上が確認できる栗石基礎の写真。

型枠布設後、配筋（スペーサーを設置すること）のピッチがわかるコンクリート打設前の基礎の配筋状況写真。

打設厚 100 mm 以上が確認できる打設中のコンクリート基礎の写真。

浄化槽本体搬入状況（型式が写っていること、搬入車による機械吊り搬入状況）、据付け状況（水張り水平確認状況）及び埋戻し状況（中断での突き固め及び水締め状況並びに完了後の全景）写真。

型枠布設後、配筋（スペーサーを設置すること）のピッチがわかるコンクリート打設前の上部スラブ配筋状況写真。

スラブ厚が確認できる上部コンクリートスラブの全景写真。

かさ上げを行った場合は、かさ上げ厚がわかるかさ上げ状況写真。（スケールをあてること）

ブロー設置状況写真。（アースの設置が確認できること）

埋戻し前の、流入部分の配管布設及び樹設置状況写真。

竣工写真。（浄化槽設備士が写っていること）

(その他)

第 4 条 本基準に定めのない事項又は本基準に疑義の生じた時は、必要に応じ町長の指示を受けなければならない。